

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案要綱

- 一 政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止について明示すること。

(第十条第一項第八号関係)

- 二 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

(附則第二項関係)